

平成 24 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 アテナ工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 下野 泰輔
 (J A S D A Q ・ コード 7 8 9 0)
 問合せ先
 取締役管理本部長兼総務部長 小木曾範夫
 電話 0 5 7 5 - 2 4 - 2 4 2 4

親会社の異動に関するお知らせ

今般、平成 24 年 9 月 27 日付で、当社の親会社に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

平成 24 年 8 月 8 日、株式会社シモノコーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）は、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同すること及び当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、その旨を表明しました。

平成 24 年 8 月 9 日から同年 9 月 20 日までに実施された本公開買付けの結果、本日、公開買付者から、当社の普通株式 7,644,652 株（議決権数：15,289 個、総株主等の議決権に対する割合：80.28%）の応募があり、その全部を取得することとなった旨の報告がありました。

この結果、平成 24 年 9 月 27 日（本公開買付けの決済開始日）付で、公開買付者の当社の総株主等の議決権に対する所有割合が 50% 超となり、公開買付者は新たに当社の親会社に該当することになります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社シモノコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 株式会社シモノコーポレーションの概要

(1) 商 号	株式会社シモノコーポレーション
(2) 本 店 所 在 地	岐阜市加納長刀堀四丁目 24 番地 2
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 下野 泰輔
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有、運用、管理
(5) 資 本 金 の 額	11,400,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 21 年 4 月 10 日
(7) 事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日
(8) 純 資 産	8,262,104 円（平成 24 年 3 月 31 日現在）
(9) 総 資 産	340,914,034 円（平成 24 年 3 月 31 日現在）
(10) 大株主及び持株比率	下野 泰輔 63.16% 服部 奈苗 26.32% 村谷 昌宣 9.47% 村谷 利恭 1.05%

(11) 上場会社と当該株主との関係	資本関係	公開買付者は、本日現在、当社普通株式 1,250,000 株を保有しています。なお、公開買付者の株主のうち下野泰輔氏は当社普通株式 144,000 株を、服部奈苗氏は当社普通株式 58,000 株を、村谷利恭氏は当社普通株式 116,000 株を保有しています。
	人的関係	公開買付者の代表取締役である下野泰輔氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

3. 異動予定年月日

平成 24 年 9 月 27 日（本公開買付けの決済開始日）

4. 異動前後における株式会社シモノコーポレーションの所有する議決権の数及び所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接保有分	合算対象分	合計
異動前	主要株主である筆頭株主	2,500 個 (13.13%)	-	2,500 個 (13.13%)
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	17,789 個 (93.41%)	-	17,789 個 (93.41%)

（注 1）異動前及び異動後の「議決権所有割合」の計算においては、当社が平成 24 年 8 月 8 日に提出した第 43 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（9,524,070 株）から、同四半期報告書に記載された同日現在当社が所有する自己株式数（1,270 株）を控除した株式数（9,522,800 株）に係る議決権の数である 19,045 個を分母として計算しております。

（注 2）異動前及び異動後の「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

当社の平成 24 年 8 月 8 日付プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得することができなかつたため、以下に述べる方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有するための手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立したことを受けて、公開買付者は、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会における上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、本臨時株主総会の開催日の同日を開催日とする本種類株主総会の開催を当社に対して要請する予定です。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 24 年 11 月上旬頃、上記の効力発生に伴う当社の完全子会社化につきましては、平成 24 年 12 月中旬頃を目途としておりますが、具体的な手続及び実施時期等については、当社との協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種

